

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千代田区は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシーの権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千代田区長

公表日

令和1年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)、東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、千代田区後期高齢者医療に関する条例に基づき、後期高齢者医療制度に関する以下の事務を取り扱う。</p> <p>①資格業務 ・75歳年齢到達、死亡、転出入、障害認定、限度額適用標準負担額減額認定、基準収入額適用等に係る申請・届出の受付、被保険者証等の交付</p> <p>②賦課及び収納業務 ・賦課決定通知、納付書発行、保険料徴収・収納管理</p> <p>③給付業務 ・療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費等給付に関する申請受付</p>
③システムの名称	後期高齢者医療システム 東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者情報ファイル 賦課情報ファイル 収納情報ファイル 給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一の59の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長 菊池 洋光
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1 千代田区政策経営部総務課文書・法規主査 TEL 03-5211-4138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1 千代田区保健福祉部保険年金課後期高齢者医療係 TEL 03-3264-2111 内線2477

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [O] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	評価書名	後期高齢者医療給付の支給等に関する事務	後期高齢者医療に関する事務	事後	
令和1年6月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	千代田区は、後期高齢者医療給付の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	千代田区は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシーの権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和1年6月1日	特記事項	総合住民サービスシステム及び後期高齢者医療システムへの外部者の不正アクセスを防止するため、区ユーザー認証(ユーザーID・生体認証)によるアクセス制限を行っている。また、内部者(システム管理者等の受託者を含む。)の不正操作を防止するため、操作者ごとの権限管理や操作履歴(アクセスログ)の記録等を行っている。		事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	後期高齢者医療給付の支給等に関する事務	後期高齢者医療に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	<p>千代田区は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)、東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、千代田区後期高齢者医療に関する条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務(業務)で取り扱う。</p> <p>①資格業務 ・75歳年齢到達、転居・転入・転出・死亡等の異動に伴う、資格取得及び喪失を登録・管理する。 ・被保険者証、限度額適用標準負担額・減額認定証、特定疾病療養受領証等の資格に関する申請の受付及び交付を行う。</p> <p>②賦課及び収納業務 ・所得情報を基に、保険料の計算・賦課を行い、保険料決定・変更通知書の発行をする。 ・保険料の納付情報を消込み、管理する。 ・滞納者に対する督促状・催告書を発送する。</p> <p>③給付業務 ・葬祭費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費等給付に関する申請の受付を行う。</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)、東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、千代田区後期高齢者医療に関する条例に基づき、後期高齢者医療制度に関する以下の事務を取り扱う。</p> <p>①資格業務 ・75歳年齢到達、死亡、転出入、障害認定、限度額適用標準負担額減額認定、基準収入額適用等に係る申請・届出の受付、被保険者証等の交付</p> <p>②賦課及び収納業務 ・賦課決定通知、納付書発行、保険料徴収・収納管理</p> <p>③給付業務 ・療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費等給付に関する申請受付</p>	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<p>総合住民サービスシステム 後期高齢者医療システム 東京都広域連合電算システム 中間サーバー 統合宛名管理システム</p>	<p>後期高齢者医療システム 東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム</p>	事後	
令和1年6月1日	2. 特定個人情報ファイル名	<p>被保険者台帳ファイル 賦課台帳ファイル 収納情報ファイル 後期高齢者医療標準システム用ファイル</p>	<p>被保険者情報ファイル 賦課情報ファイル 収納情報ファイル 給付情報ファイル</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法 第19条第7号 別表第二の80、81及び82の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43、43条の2、43条の3 【情報提供】 番号法 第19条第7号 別表第二1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、83、87及び93の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令1、2、3、4、5、19、25、33、43、44及び46の項		事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成29年5月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成29年5月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	